

○ 土地改良施設突発事故復旧事業（直轄）実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2307号農林水産省農村振興局長通知）一部改正新旧対照表
（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<u>土地改良施設突発事故復旧・防止事業</u>（直轄）実施要領 第1 趣旨 本事業の実施については、<u>土地改良施設突発事故復旧・防止事業</u>（直轄）実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2306号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）その他の法令に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。 第3 事業内容 要綱第4の1の（3）の「農村振興局長が別に定めるもの」として地方農政局長等（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）が行うものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。 1～4 （略） 第4 実施要件 1 要綱第5の1ただし書の「農村振興局長が別に定めるもの」とは、次に掲げるものとする。 （1）有効幅員120センチメートル未満の農業用道路又は農業用道路の路面若しくは側溝のみに係る復旧<u>又は事故の防止</u> （2）車馬の交通に著しい妨げのない道路上の崩土の堆積（幅員のうち車馬の交通の可能な部分が120センチメートル以上残されたものをいう。）のみに係る復旧<u>又は事故の防止</u>	<u>土地改良施設突発事故復旧事業</u>（直轄）実施要領 第1 趣旨 本事業の実施については、<u>土地改良施設突発事故復旧事業</u>（直轄）実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2306号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）その他の法令に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。 第3 事業内容 要綱第4の3の「農村振興局長が別に定めるもの」として地方農政局長等（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）が行うものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。 1～4 （略） 第4 実施要件 1 要綱第5の1ただし書の「農村振興局長が別に定めるもの」とは、次に掲げるものとする。 （1）有効幅員120センチメートル未満の農業用道路又は農業用道路の路面若しくは側溝のみに係る復旧 （2）車馬の交通に著しい妨げのない道路上の崩土の堆積（幅員のうち車馬の交通の可能な部分が120センチメートル以上残されたものをいう。）のみに係る復旧

- (3) 溪流又は山腹において直高150センチメートル未満の石垣又は板柵類のみに係る復旧又は事故の防止
- (4) 森林植生のみに係る復旧又は事故の防止
- (5) 小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設に係る復旧又は事故の防止

2・3 (略)

第5 事業の実施

- 1 要綱第6の1の「農村振興局長が別に定める様式」は、別記様式第1－1号の事故報告書とする。ただし、要綱第6の1の規定により事故による被害が甚大なため被害額等の特定に不測の日数を要する場合は、被害額等の特定後速やかに別記様式第1－1号により報告するものとする。
- 2 要綱第6の2の「農村振興局長が別に定める様式」は、別記様式第1－2号の事故兆候報告書とする。ただし、事故が生じた際の社会及び経済に及ぼす影響等の特定に不測の日数を要する場合は、事故が生じた際の社会及び経済に及ぼす影響等の特定後速やかに別記様式第1－2号により報告するものとする。
- 3 要綱第7の1の「農村振興局長が別に定める事業計画に関する書類」は、別記様式第2－1号の突発事故復旧事業計画書とする。当該計画書等を作成する場合において、当該工事が竣工しているときは、当該工事の竣工を確認することができる書類をこれに添付するものとする。ただし、突発事故復旧事業計画書の作成に不測の日数を要する場合は、当該計画書の作成後速やかに、当該計画書の作成のために行った国営施設機能保全総合対策事業施設機能保全検討調査（国営かんがい排水事業実施要綱（平成元年7月7日付け元構

- (3) 溪流又は山腹において直高150センチメートル未満の石垣又は板柵類のみに係る復旧
- (4) 森林植生のみに係る復旧
- (5) 小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設に係る復旧

2・3 (略)

第5 事業の実施

- 1 要綱第6の「農村振興局長が別に定める様式」は、別記様式第1号の事故報告書とする。
- 2 要綱第6の規定により事故による被害が甚大なため被害額等の特定に不測の時日を要する場合は、被害額等の特定後速やかに別記様式第1号により報告するものとする。
(新設)
- 3 要綱第7の1の「農村振興局長が別に定める事業計画に関する書類」は、別記様式第2号の突発事故復旧事業計画書とする。

改D第532号農林水産事務次官依命通知）別紙10第2に掲げる調査をいう。）等（以下「検討調査等」という。）に関する書類を当該計画書に添付し、農林水産大臣に報告するものとする。

4 要綱第7の2の「農村振興局長が別に定める事業計画に関する書類」は、別記様式第2－2号の事故防止事業計画書とする。

5 要綱第7の1の現地調査は、要綱第3の1の各号に示す原因の有無に留意して行うものとし、併せて施設の原形及び被害状況を調査するものとする。

6 要綱第7の2の予備調査は、要綱第5の3の（2）の各号に示す事故の兆候並びに当該事故が発生した場合の地域の社会及び経済に及ぼす影響に留意して行うものとする。

7 要綱第8の3の「農村振興局長が別に定める書類」とは、別記様式第3号の実施計画書及び箇所別平面図とする。また、「軽微なもの」とは、主要な工事の形状寸法、材質、位置又は工種の変更以外のもので、既定事業費の10パーセント以内の変更をいうものとし、軽微な変更を行ったときは速やかにその変更概要を農村振興局長に報告しなければならない。

(削る。)

4 要綱第7の1の規定により事業計画書等を作成する場合において、当該工事が竣工しているときは、当該工事の竣工を確認することができる書類をこれに添付するものとする。

5 要綱第7の1の規定により応急工事計画の作成に不測の時日を要する場合は、応急工事計画の作成後速やかに、当該計画の作成のために行った国営施設機能保全総合対策事業施設機能保全検討調査（国営かんがい排水事業実施要綱（平成元年7月7日付け元構改D第532号農林水産事務次官依命通知）別紙10第2に掲げる調査をいう。）等（以下「検討調査等」という。）に関する書類を事業計画書等に添付し、農林水産大臣に報告するものとする。

6 突発事故の現地調査は、要綱第3の1の各号に示す原因の有無に留意して行うものとし、併せて施設の原形及び被害状況を調査するものとする。

7 要綱第8の3の「農村振興局長が別に定める書類」とは、別記様式第3号の実施計画書及び箇所別平面図とする。

8 要綱第8の3の「軽微なもの」とは、主要な工事の形状寸法、材質、位置又は工種の変更以外のもので、既定事業費の10パーセント以内の変更をいうものとし、軽微な変更を行ったときは速やかにその変更概要を農村振興局長に報告しなければならない。

第 7 完了報告

要綱第10の様式は、別記様式第 5 号の突発事故復旧事業完了調書又は事故防止事業完了調書とする。

別記様式第 1－1 号

事 故 報 告 書		番 号
		年 月 日
農村振興局長 氏名 殿		
〔 地方農政局長又は 沖縄総合事務局長 〕		
	〔 都道府県知事 〇〇所長 〕	氏 名

年 月 日から 月 日までの突発事故により土地改良施設等下記のとおり被害が発生したため、土地改良施設突発事故復旧・防止事業（直轄）実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2306 号）第 6 の規定により報告します。

記 （略）

別記様式第 1－2 号

事 故 兆 候 報 告 書	
番 号	
年 月 日	

第 7 完了報告

要綱第10の様式は、別記様式第 5 号の突発事故復旧事業完了調書とする。

別記様式第 1 号

事 故 報 告 書		番 号
		年 月 日
農村振興局長 氏名 殿		
〔 地方農政局長又は 沖縄総合事務局長 〕		
	〔 都道府県知事 〇〇所長 〕	氏 名

年 月 日から 月 日までの突発事故により土地改良施設等下記のとおり被害が発生したため、土地改良施設突発事故復旧事業（直轄）実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2306 号）第 6 の規定により報告します。

記 （略）

（新設）

番 号
年 月 日

農村振興局長 氏名 殿

（地方農政局長又は
沖縄総合事務局長）

（都道府県知事
〇〇所長） 氏 名

年 月 日から 月 日に土地改良施設等により下記のとおり事故の兆候を確認したため、土地改良施設突発事故復旧・防止事業（直轄）実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2306号）第6の規定により報告します。

記

1 事故兆候の概要

- (1)施設概要（管理主体、施設名、工種）
- (2)事故兆候発生部位・箇所（延長）
- (3)事故兆候の状況
- (4)二次被害のおそれ（防災対策の措置の有無）

注 工種は別表の区分に従って記載する

2 事故が生じた際の社会及び経済に及ぼす影響の概要

(1) 農地及び土地改良施設の被害額 (単位：千円)

市町村名	被害報告額	左 の 内 訳										備 考
		土 地 改 良 施 設										
		農 地			パイプライン							
		箇所	面積	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額

注 土地改良施設の内訳欄は、上記事故概要の工種に準じて記入する

二 般 災 害				施 設 関 係 被 害			
区 分		数 量	備 考	区 分		数 量	金 額
罹 災 総 数	世 帯 員	世 帯 人		公 共 土 木 施 設 等	河 川 箇 所	千 円	
	海 岸 線	〃			砂 防 施 設	〃	
	林 地 荒 廃 防 止 施 設	〃			地 す べ り 防 止 施 設	〃	
人 的 被 害	死 者	人			急 傾 斜 地 崩 壊 防 止 施 設	〃	
	行 方 不 明	〃			道 路	〃	
	負 傷	〃			港 湾	〃	
建 物 被 害					漁 港	〃	
	全 壊	棟			下 水 道	〃	
	半 壊	〃			都 市 公 園	〃	
	流 失	〃			計	〃	
	一 部 破 損	〃			電 線	箇 所	
	床 上 浸 水	〃			ガ ス 管	〃	
	床 下 浸 水	〃			水 管	〃	
	非 住 家	〃		計	〃		
	〃		そ の 他				

(3) 特記事項

注 国営、代行土地改良事業として施行中又は施行済の事業、応急対策を実施したもの等の被害概況を記載する

(4) 写真

別紙様式第 2 - 1 号

年	月	日	発生
(施	設	名)	
			地区
突発事故復旧事業計画書			
(応急工事計画書)			
(農 政 局 名)			
北海道開発局〇〇開発建設部			
沖 縄 総 合 事 務 局			

第 1 表 (略)

注 (削る。)

(削る。)

(削る。)

別紙様式第 2 号

年	月	日	発生
(施	設	名)	
			地区
突発事故復旧事業計画書			
(新設)			
(農 政 局 名)			
北海道開発局〇〇開発建設部			
沖 縄 総 合 事 務 局			

第 1 表 (略)

注 1 関係面積は、被害を受けた農地の面積又は被害を受けた土地改良施設により受益する地域の面積を記入すること

2 受益面積は、被害を受けた農地の面積又は被害を受けた土地改良施設の復旧によって直接受益する地域の面積を記入すること

3 受益戸数は、被害を受けた農地又は被害を受けた土地改良施設の復旧によって直接受益する農地について、耕作の事業を行う戸数を記入すること

(削る。)
(削る。)

- 1 面積(ha)は整数とし、小数点以下1位を四捨五入すること
- 2 「事業費総括」「工事費内訳」「応急工事費内訳」「地元負担内訳」及び図面等を添付すること
- 3 地盤沈下の対策に該当する場合は、対策に関する資料を添付すること

第2表～第6表 (略)

添付書類

- (1)～(4) (略)
- (5) 検討調査等に関する書類（応急工事計画の作成に不測の日数を要する場合）
- (6) (略)

(参考)

突発事故復旧事業計画書記載要領

項目	記載要領
第1表 計画概要	<u>土地改良法施行規則(昭和24年農林水産省令第75号。以下「規則」という。)第40条の規定に基づき、目的及び同条第1号から第6号までに掲げる事項を記載するものとし、その記載要領は以下のとおりとする。</u>
事業名	
事故発生年月日	
施行位置	<u>本事業の施行に係る地域の所在を記載する。</u>
関係面積	<u>被害を受けた農地の面積又は被害を受けた土地改良施設により受益する地域の面積を記載する。</u>
受益面積	<u>被害を受けた農地の面積又は被害を受けた土地改良施設の復旧によって受益する地域の面積を記載する。</u>
受益戸数	<u>被害を受けた農地又は被害を受けた土地改良施設の復旧によって受益する農地について、耕作の事業を行う戸数を記載する。</u>
工種	<u>別表の区分に従って記載する。</u>
工期	<u>工事の着手及び完了の予定時期を記載する。</u>

4 工種は別表の区分に従って記入すること

5 事業量の欄には、農地にあつては田畑別の面積(ha)を記入すること

6 面積(ha)は整数とし、小数点以下1位を四捨五入すること

7 「事業費総括」「工事費内訳」「応急工事費内訳」「地元負担内訳」及び図面等を添付すること

8 地盤沈下の対策に該当する場合は、対策に関する資料を添付すること

第2表～第6表 (略)

添付書類

- (1)～(4) (略)
- (5) 検討調査等に関する書類（応急工事計画の作成に不測の時日を要する場合）
- (6) (略)

(新設)

事業量 事業費 被害状況 当該施設の管理状況 復旧工事計画	農地にあつては田畑別の面積(ha)を記載する。 突発事故被害後の状況を記載する。 当該施設の突発事故被害前の状況（管理状況等）を記載する。 本事業の目的、一般工事計画、主要工事計画及び効果を記載する。
第2表 事業費総括	工事費及び応急工事費を記載するとともに、工事費の内訳として、本工事費、測量設計費、用地費及び補償費、船舶機械器具費、営繕費、宿舍費、事業車両費、工事諸費を記載する。
第3表 工事費内訳	土地改良事業等請負工事の価格積算要綱（昭和52年2月14日52構改D第24号）に基づき、工事費の内訳を記載する。
第4表 応急工事費内訳	応急工事費の内訳として、本工事費、測量設計費、用地費及び補償費、船舶機械器具費を記載する。
第5表 地元負担内訳	負担割合と事業費に対する負担額を記載する。
第6表 関連事業	現地仮復旧を補助事業で実施する場合は、補助事業に関する内容を記載する。
添付書類	規則第40条第7号に掲げる現況図、計画図その他当該土地改良事業に関する図面等を添付する。

別記様式第2－2号

国営事故防止事業計画書（緊急防災等工事計画書）

第1章 目的

（新設）

第2章 地域及び地積

第1節 地域

第2節 地積

第3章 一般計画

第4章 対象施設の状況

第1節 用水施設

1 貯水池

2 頭首工

3 揚水機

4 用水路

5 その他かんがい施設

第2節 排水施設

1 排水水門

2 排水機

3 排水路

4 その他排水施設

第3節 その他の施設

第4節 周辺環境

第5章 主要工事計画

第1節 要旨

第2節 用水施設

1 貯水池

2 頭首工

3 揚水機

4 用水路

5 その他かんがい施設

第3節 排水施設

1 排水水門

2 排水機

3 排水路

4 その他排水施設

第4節 その他の施設

第6章 附帯工事計画

第7章 工事の着手及び完了の予定時期

第8章 環境との調和への配慮

第9章 事業費の総額及び内訳

第10章 効用

第11章 関連する事業

1 基本事業

2 維持管理事業

3 その他の関連事業

第12章 現況・計画図面

1 現況平面図

2 計画平面図

3 主要構造図

4 図面目録

注：章、節に該当する事項のない場合は、当該章、節を記載しないこととする。

第1章 目的

第2章 地域及び地積

第1節 地域

第2節 地積

(年月現在) (第1表)

現況地目 市町村名	田 (ha)	畑 (ha)	計 (ha)	備考
(合計)				

第3章 一般計画

第4章 対象施設の状況

第1節 用水施設

1 貯水池

(第2表-1)

名称				位置					管理	管理受託	受益	基本事業			備考
堤体	型式	堤高	堤長	堤体積	有効 貯水量	年間利 用水量	集水 面積	満水 面積	委託	年月日	面積	造成工期	造成 工事費	受益 面積	
		m	C	千 m ³	千 m ³	千 m ³	km ²	km ²						ha	
	洪水吐	型式	設 計 高 水 流 量	取水 設備	型式	最大 取水量	そ の 他 の施設								
	m ³ /s				m ³ /s										
工事を必															

		mm	m ³ /s	m ³ /s	hr/日		KW				ha	年度～年度	千円	ha	
							PS								
工事を必要とする理由															

4 用水路

(第2表－4)

水路名	最大 通水量	延長			管理 受託者	管理受託 年月日	受益 面積	基本事業				備考
		開渠	トンネル	計				造成工期	造成 工事費	受益 面積	末端支 配面積	
	m ³ /s	m	m	m			ha	年度～年度	千円	ha	ha	
工事を必要とする理由												

5 その他かんがい施設

第2節 排水施設

1 排水水門

(第3表－1)

水路名	流域 面積	計画		排水本川			管理 受託者	管理受託 年月日	受益 面積	基本事業			備考
		排水量	地区内 たん水深	名称	計画 洪水量	計画 洪水位				造成工期	造成 工事費	受益 面積	
	m ³ /s	m	m	m	m	m			ha	年度～年度	千円	ha	
工事を必要とする理由													

る理由	
-----	--

2 排水機

3 排水路

4 その他排水施設

第3節 その他の施設

第4節 周辺環境

第5章 主要工事計画

第1節 要旨

第2節 用水施設

1 貯水池

(第4表－1)

改修力所	改修工事内容		備考
	構造	数量	
堤体			
洪水吐			
取水設備			

2 頭首工

(第4表－2)

<u>改修カ所</u>	<u>改修工事内容</u>		<u>備考</u>
	<u>構造</u>	<u>数量</u>	
<u>取水口</u>			
<u>取水堰</u>			
<u>附帯施設</u>			
<u>管理施設</u>			

3 揚水機

(第4表－3)

<u>改修カ所</u>	<u>改修工事内容</u>		<u>備考</u>
	<u>構造</u>	<u>数量</u>	
<u>ポンプ</u>			
<u>原動機</u>			
<u>吸水槽</u>			
=====			

4 用水路

(第4表－4)

<u>水路</u>	<u>改修工事内容</u>		<u>備考</u>
	<u>構造</u>	<u>数量</u>	

5 その他かんがい施設

第3節 排水施設

- 1 排水水門
- 2 排水機
- 3 排水路
- 4 その他排水施設

第4節 その他の施設

第6章 附帯工事計画

第7章 工事の着手及び完了の予定時期

第8章 環境との調和への配慮

第9章 事業費の総額及び内訳

第10章 効用

第11章 関連する事業

- 1 基本事業
- 2 維持管理事業
- 3 その他の関連事業

第12章 計画図面

- 1 現況平面図
- 2 計画平面図
- 3 主要工事図面
- 4 図面目録

(参考)

国営事故防止事業計画書記載要領

項目	表番号	記載要領
第1章 目的		事業の目的を簡潔に記載する。

第2章 地域及び地積		
第1節 地域		地域とは、本事業の施行に係る地域をいい、〇〇県〇〇市、〇〇郡〇〇町と全ての関係市町村名を記載する。
第2節 地積	第1表	地積とは、本事業によって受益する土地の面積をいう。
		1. 面積は、土地登記簿を原則とするが、それ以外の土地登記簿の情報を反映させていることが明確である各種公的書簿を利用して面積を求めている場合は、土地登記簿に準ずる根拠資料として取り扱うものとする。また、土地登記簿等から面積が得られないものについては、実測又は図測等で面積を計測するものとする。なお、備考欄に引用した根拠資料名、計測方法等について記載する。 2. 市町村別に区分しにくい場合は、市町村名を記載し、面積は一括してもさしつかえない。 3. 単位は1ha までとする。
第3章 一般計画		
第4章 対象施設の状況		工事の対象となる施設の概要及び工事を必要とする理由を記載する。
第1節 用水施設		
1 貯水池	第2表－1	造成工期及び造成工事費の欄は基本事業(当該事業の対象となる施設を造成した事業)計画について記入する。
2 頭首工	第2表－2	造成工期及び造成工事費の欄は基本事業(当該事業の対象となる施設を造成した事業)計画について記入する。
3 揚水機	第2表－3	造成工期及び造成工事費の欄は基本事業(当該事業の対象となる施設を造成した事業)計画について記入する。
4 用水路	第2表－4	造成工期及び造成工事費の欄は基本事業(当該事業の対象となる施設を造成した事業)計画について記入する。
5 その他かんがい施設		
第2節 排水施設		
1 排水水門	第3表－1	様式は第2表－3に準ずる。
2 排水機		様式は第2表－4に準ずる。
3 排水路		
4 その他排水施設		
第3節 その他の施設		
第4節 周辺環境		
第5章 主要工事計画		
第1節 要旨		工事計画の概要を記載する。
第2節 用水施設		工事の工法、構造、数量等について記載する。
1 貯水池	第4表－1	

<u>2 頭首工</u> <u>3 揚水機</u> <u>4 用水路</u> <u>5 その他かんがい施設</u> <u>第3節 排水施設</u> <u>1 排水水門</u> <u>2 排水機</u> <u>3 排水路</u> <u>4 その他排水施設</u>	<u>第4表-2</u> <u>第4表-3</u> <u>第4表-4</u>	様式は第4表に準ずる。

項目	表番号	記載要領
<u>第4節 その他の施設</u> <u>第6章 附帯工事計画</u> <u>第7章 工事の着手及び完了の予定時期</u> <u>第8章 環境との調和への配慮</u> <u>第9章 事業費の総額及び内訳</u> <u>第10章 効用※</u> <u>第11章 関連する事業</u> <u>1 基本事業</u> <u>2 維持管理事業</u> <u>3 その他の関連事業</u> <u>第12章 現況・計画図面</u> <u>1 現況平面図</u> <u>2 計画平面図</u> <u>3 主要構造図</u> <u>4 図面目録</u>		総額及びその内訳を記載する。内訳は、主要工事費、付帯工事費及びその合計額を記載する。 事業の施行によって生ずる効果について記述する。 当該事業の対象となる施設を造成した国営事業の概要を記載する。 縮尺5万分又は2万5千分の1地形図を用いる。 縮尺5万分又は2万5千分の1地形図を用いる。 主要施設（主要工事計画）の構造を表示する。

※基本事業による効用を継続的に発揮させるための計画的な更新事業が予定される地区であり、かつ、事業費の総額が10億円未満の場合に限り、基本事業等の経済性の評価結果等を用いた簡便的な手法により本事業の経済性及び受益者負担の可能性（土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第2条第1項第3号及び第4号の各要件）を判断するとともに、それぞれ定性的な記載としてもよい。

別記様式第 3 号

地区突発事故復旧事業（直轄）実施計画書（変更）（略）

＜施行注意＞

要領第 5 の 7 に基づき事故防止事業の実施計画書を提出する場合は、下線部を事故防止事業とすること。

別記様式第 5 号

地区突発事故復旧事業（直轄）完了調書（略）

＜施行注意＞

要領第 7 に基づき事故防止事業の事故防止事業完了調書を提出する場合は、下線部を事故防止事業とすること。

別記様式第 3 号

地区突発事故復旧事業（直轄）実施計画書（変更）（略）
（新設）

別記様式第 5 号

地区突発事故復旧事業（直轄）完了調書（略）
（新設）

附 則

この改正は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。